

令和5年度いじめ防止基本方針

阿賀野市立神山小学校

1 いじめ防止等全体に係る内容

(1) いじめ防止のための取組

①方針

「いじめ等※(以下「いじめ」)はどの子にも起きる可能性がある」との認識に立ち、全児童を対象に全教育活動において、児童が安心・安全に学校生活を送れるよう未然防止のための具体的な取組に努める。

※「いじめ等」とは「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条の1、2の示す「いじめ」及び「いじめ類似行為」を意味する(以下)。

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

②具体的な取組内容

【学級担任】

- ・学級のめあて作りやエンカウンター等で、いじめはどんな理由があっても許されない行為であることを確実に指導していじめを生まない学級づくりに努める。
- ・わかる授業づくりを進め、すべての子どもが参加したり、活躍したりすることができる授業改善に取り組む。
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童のいじめを助長すると認識に立ち、十分注意して指導に当たる。
- ・**学級懇談会や家庭連絡等で、学校や家庭での児童の様子について情報を共有することで、いじめの早期発見・解決を目指す。**
- ・**定期的な教育相談、必要に応じた児童からの聞き取りを積極的に進め、問題行動の未然防止、早期発見・解決につなげる。**
- ・**QIアンケートの分析を行い、児童や学級の状態を把握し、自己の学級経営につなげる。**

【養護教諭】

- ・健康診断や保健指導等、子どもとかかわる様々な場面で、命の大切さや他を尊重することを取り上げる。
- ・**児童の担任以外における相談窓口としての役割を担う。**

【いじめ対策推進教員】

- ・いじめ防止プログラム、中1ギャップ解消プログラムの周知を図り、各活動を確実に実施する。
- ・いじめ防止についての校内研修を計画し、職員間の共通理解を深め、職員の資質

能力の向上を図る。

- ・近隣の小中学校と連携しながら、いじめ問題に児童が自ら考え、防止のための活動ができるよう、その推進に取り組む。
- ・**いじめの早期発見や解決など、児童の問題行動に対応できるような職員研修の場を設定する。**
- ・**スクールカウンセラーと連携し、児童とスクールカウンセラーの架け橋になる。**
- ・**定期的に児童及び保護者を対象としたインターネットトラブルに関する研修会を実施し、インターネットを通じたいじめの未然防止に努める。**

【特別支援教育コーディネーター】

- ・特別な支援を要する子どものニーズや対応について実態把握し、全職員で共通理解を図り対応する。
- ・**必要に応じて不登校対策委員会を開催し、不登校やその他悩みを抱える児童への対応策を検討する場面を設定する。**

【管理職】

- ・全校朝会等の機会に「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることや「いじめを見て見ぬふりをしてはいけない」ことに繰り返し触れ、学校全体でいじめ防止の機運を高める。
- ・学校の教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実、人間関係づくりや体験活動の推進に計画的に取り組む。
- ・近隣の学校や関係機関との情報交換と連携強化に取り組む。

(2) 早期発見・早期対応の取組

①方針

児童の些細な変化を見逃さず気付いた情報を職員間で確実に共有し、速やかにかつ組織的に対応して問題の解決を図る。

②具体的な取組内容

【学級担任】

- ・日頃の児童観察を通して、児童が発する些細な変化やサインを見逃さないように常にアンテナを高く保つ。
- ・日頃から児童との信頼関係の構築に努め、困ったときに児童が相談しやすい環境をつくる。
- ・**定期的に教育相談・アンケートを実施し、児童の状況の把握に努める。**
- ・**学校生活アンケートやQIアンケート等を活用して、効果的な教育相談につなげる。**
- ・**教育相談や各種アンケート、日々の児童の様子などから得た情報を共有し、全体で児童を見守る学校づくりをする。**

【養護教諭】

- ・保健室に来室する児童の様子に目を配り、いつもと違うと感じたときは、その理由や悩みを聞き、情報を担任に知らせ、協力して対応する。

【いじめ対策推進教員】

- ・学校生活アンケート、教育相談、生徒指導情報交換会などを計画的に推進する。

- ・いじめ防止や対応にかかわる諸機関、諸文書、パンフ等を職員に周知する。
- ・**スクールカウンセラーと連携し、児童とスクールカウンセラーの架け橋になる。**
- ・**職員間で児童の情報交換を行う場を計画的に設け、全校で児童を見守る体制づくりを行う。**

【管理職】

- ・朝や休み時間の校内巡視により、子どもの言動を観察し、いじめの兆候が見られないか点検する。
- ・早期発見のための取組が効果的に確実に行われているか点検し、改善に取り組む。
- ・いじめの発生時における早期対応の組織の整備と改善に取り組む。

(3) いじめに対する措置

①方針

いじめが疑われる状況が発生したときは、「神山小学校いじめ対策委員会」がいじめか否かの事実確認を正確に行い、いじめが発生したと判断されるときは、被害児童のケア、加害児童の指導等をいじめが解消するまで確実に行う。

②具体的な取組内容

ア いじめに関する情報の収集

【いじめ対策委員会】

- ・教職員、児童、保護者、地域住民等からいじめに関する情報を集める。
- ・得られた情報は、確実に記録に残す。
- ・集めた情報を元に、いじめか否かの判断をする。

【学級担任、養護教諭等】

- ・いじめと疑われる行為を発見したら、その場で制止する。
- ・児童や保護者からいじめの相談を受けたときは、真摯に話を聞き報告する。
- ・いじめ対策委員会がいじめと判断した場合は、速やかに関係児童から事実を聞き取り正確な情報を把握する。
- ・聞き取りの際は、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所や時間を配慮する。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻に個別の場所で聞き取る。

イ 指導・支援体制の立ち上げ

【いじめ対策委員会】

- ・正確な情報に基づき、役割を分担して指導・支援体制を組む。
- ・些細な兆候であっても、いじめの疑いがある場合は、早期対応に取り組む。
- ・事実確認の結果を教育委員会や保護者に報告する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、関係機関と連携して適切な援助を求める。

ウ 児童への指導・支援

【いじめられた児童に対応する教員】

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童に対して、徹底して守り通すことを伝えて不安を除く。

- ・いじめられた児童にとって信頼できる親しい友人や教職員、家族や地域の大人等と連携して、相談や支援ができる体制を整える。
- ・いじめられている児童に、「あなたは悪くない」ことを伝え、自尊感情を高める。

【いじめた児童に対応する教員】

- ・いじめは人を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じていじめた児童を別室で指導するなどして、いじめられた児童が安心して教育が受けられるようにする。
- ・いじめた児童が抱える問題にも目を向け、健全な人間関係を構築できるよう支援する。

【学級担任】

- ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする意識や態度を学校全体に行き渡らせる。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、誰かに知らせる勇気をもつことを諭す。
- ・いじめに同調していた児童には、その行為はいじめに加担したことと同じであることを理解させる。

【いじめ対策委員会】

- ・状況に応じて、心理や福祉の専門家や専門機関等の協力が得られるようにする。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、必要に応じて適切に引き継ぐ。

エ 保護者との連携

【いじめ対策委員会】

- ・家庭においては、保護者の責務を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるように努めることが大切である。学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けた児童の保護者にいじめの態様等を迅速に伝えるとともに、今後の対応や連携の方法について話し合い共通理解する。また、いじめを行った児童についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことを伝え、保護者の不安を取り除く。

(4) 重大事態への対応

① 重大事態とは

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、ならびに、いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。（年間30日が目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。）

② 重大事態発生時の対応

教育委員会へ報告し、当該事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

○ 学校が調査主体となった場合

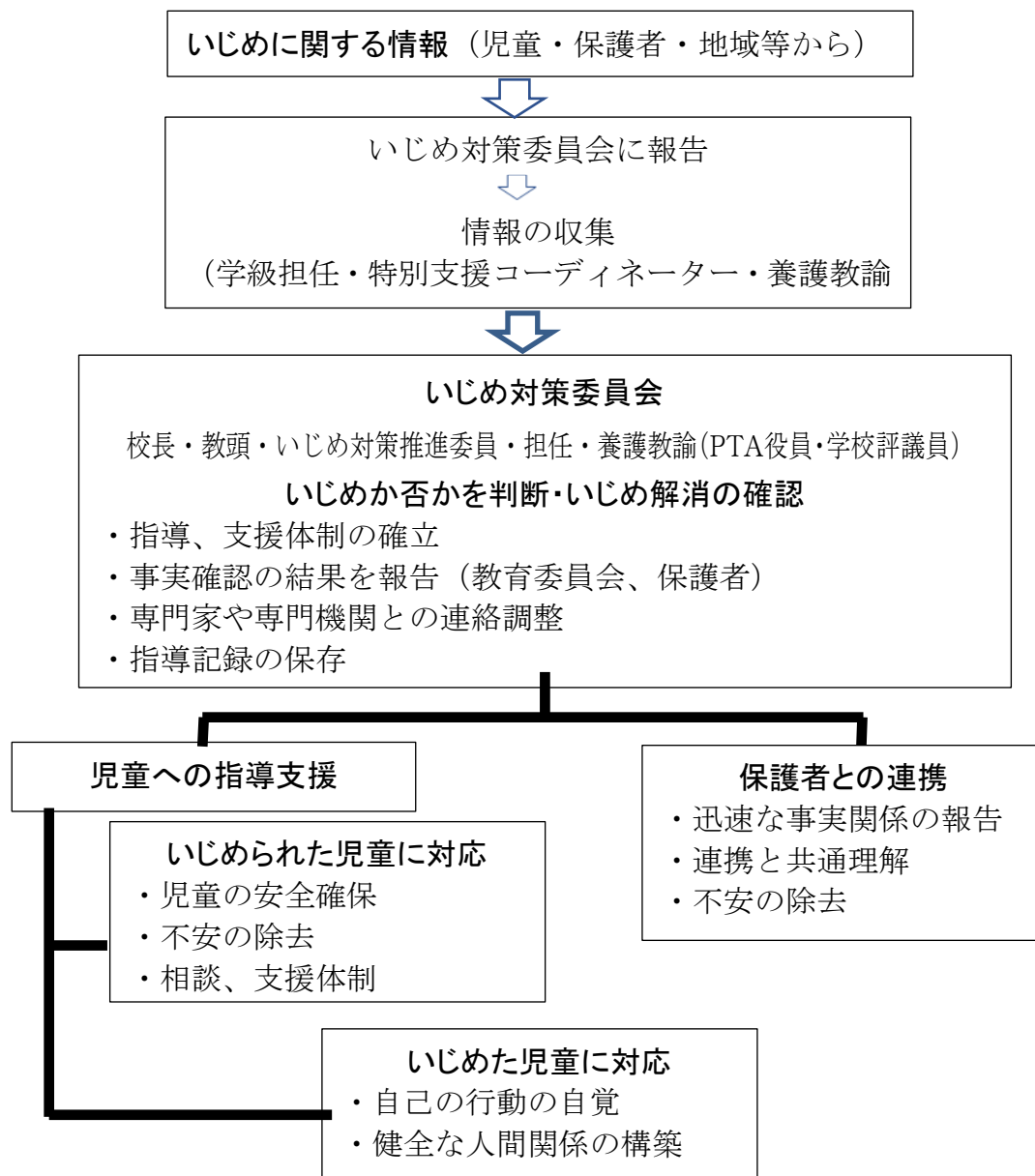
- ・ 組織による調査体制を整える。
- ・ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

○ 学校の設置者が調査主体となった場合

- ・ 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめ対応の流れ



(5) 教育相談体制

①方針

日頃から児童理解に努め、心の不安や悩みを抱えた児童やその保護者が気軽に相談できるようにする。

②具体的な取組内容

【学級担任】

- ・プライバシーに十分留意しながら共感的な姿勢で聞き、児童が悩みや困っていることを話しやすいように配慮する。
- ・教育相談の経過や結果を記録して、支援後の様子が分かるように教育相談ファイルに綴じ、必要に応じて引き継ぐ。

【いじめ対策推進教員】

- ・月1回（年間9回）の生活アンケートを行う。担任と管理職で点検する。必要に応じて、教育相談を計画・実施する。
- ・年間8回、児童や保護者を対象としたスクールカウンセリングの場を計画・実施する。
- ・必要に応じて、担任や関係職員と連携しながら問題に対応する。
- ・スクールカウンセラーと連携し、児童の状況把握に努める。

【養護教諭】

- ・保健室利用の様子から気になる児童の情報を担任に知らせ、共通理解を基に、その対応を図る。

【特別支援コーディネーター】

- ・担任や養護教諭等への助言をし、効果的な教育相談が実施できるように支援する。
- ・専門機関と連携し、受診が必要な児童の保護者に医療機関を斡旋する。

【管理職】

- ・特別な支援が必要な場合は、校内の支援体制を作り、専門機関と連絡調整を図る。

(6) 生徒指導体制

①方針

教育活動全体を通して、自分や友達のよさに気づき、相手の立場や気持ちを尊重しようとする態度や実践力を育成する。

②具体的な取組内容

【学級担任等】

- ・生活のめあての学級化を図り、望ましい生活習慣の形成を図る。
- ・いじめ防止学習や中1ギャップ解消プログラムの実践を通して、差別や偏見をなくし、いじめを許さない心を育てる。

【いじめ対策推進教員】

- ・年間を通した指導内容の周知を図り、事業の計画的な推進を図る。

【管理職】

- ・いじめ防止にかかわる活動が円滑に実施されるように教育環境を整備する。
- ・日頃から家庭や地域にいじめ防止にかかわる取組を知らせ、協力を得やすい環境を整える。

(7) 校内研修

①方針

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修を行い、職員の資質能力の向上を図る。

②具体的な取組内容

【いじめ対策推進教員】

・年に1回以上、年間計画に位置付けた校内研修を計画・実施する。

【管理職】

・効果的な研修が行われるように、講師やテーマの選定等を指導・助言する。

(8) 点検・見直し

①方針

P D C Aサイクルに従って、いじめ防止のための年間計画の実施と成果の状況を振り返り、その結果を踏まえて取組内容や取組方法の改善を行う。

②具体的な取組内容

【いじめ対策推進教員】

・チェックリストを作成し、結果を取りまとめ、全職員で評価する機会を設ける。

・評価結果のまとめを次年度のグランドデザインや生活指導の計画づくりに生かす。

2 いじめ対策委員会の組織

